

件 名	亀山市国民健康保険条例の一部 を改正する条例	市民文化部 保険年金室
-----	---------------------------	----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

国民健康保険の被保険者が出産したときは、条例に定めるところにより出産育児一時金を支給しますが、産科医療補償制度に加入している医療機関での出産の場合はその掛金を加算した額を支給しています。

産科医療補償制度における掛金の額が見直されることに伴い、出産育児一時金に加算する額が見直されますが、産科医療補償制度に加入している医療機関での出産の場合の支給額の総額を維持することから、国民健康保険の被保険者が出産したときの出産育児一時金の支給額を見直すため、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

出産育児一時金の支給額を次のとおり改正します。 < 第4条関係 >

390,000円	404,000円
----------	----------

### 3 その他

- (1) 施行日は、平成27年1月1日とします。
- (2) 改正後の出産育児一時金の支給は、施行日以降の出産から適用し、施行日前の出産については、なお従前のとおりとする経過措置を設けます。

(参考)

#### 1 産科医療補償制度に加入している医療機関で出産する場合の支給額の総額

出産育児一時金	390,000円	404,000円
産科医療補償制度 の掛金相当加算額	30,000円	16,000円
支給額の総額	420,000円	420,000円

- 2 産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どもと家族の経済的負担を補償するとともに、原因分析の情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度です。

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第38号

亀山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険条例（平成17年亀山市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「39万円」を「40万4千円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行日の日以後の出産から適用し、同日前における出産については、なお従前の例による。